

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（案）に対して寄せられた御意見について

令和5年12月
厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（案）について、令和5年10月12日より11月10日まで御意見を募集しましたが、当該案に関する御意見は寄せられませんでした。皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。